

政令第二十六号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年二月十一日とする。

理由

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。